

令和 年 月 日

明鏡学舎

学長 翠乃 絵里子 殿

## 明鏡学舎 入会申込書

私は、明鏡学舎の理念に賛同し、会員規約に同意の上、明鏡学舎に入会致します。

住 所

名 称

代表者

(連絡先

印

)

## 明鏡学舎 会員規約

### 第1条 目的

明鏡学舎（以下「当団体」といいます。）は、中小企業経営者が、当団体における活動を通じて、人間力向上と会員間、又は、会員相互のネットワークを通じた新たなビジネスを創出する事を目的とします。

1. 当団体は第1条の目的を達成し、事業を行うために必要に応じ役員を任命し役員会を開くことができる。（顧問、学長、副学長、事務局、会計）
2. 当団体の任期は1年とし、重任を妨げない。
3. 当団体の事業及び会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。

### 第2条 会員資格

1. 当団体の会員の資格は、以下に該当し、かつ当団体の学長が入会を承認した者としします。
  - (1) 当団体の目的を理解し、これに賛同できる者。
  - (2) 法人の代表者、個人事業主又は会社員である者。
  - (3) 学長との事前承認を行い、本規約に同意し、遵守できる者。
  - (4) 当団体が主催する定期会合に定期的に（正当な理由なく欠席をしないことを意味します。）参加できる者。
2. 入会の希望をする者が、学長が不適切と判断する業は、原則、その入会を制限するものとします。

### 第3条 入会・退会の申込

1. 当団体の会員となるための手続は次のとおりとします。
  - (1) 申込者は、既存の会員1名の推薦と共に、当団体に対し、所定の入会申込書を提出するものとします。
  - (2) 申込者は、学長又はその代理となる者との事前承認を取り、その上で、学長が入会の承認・不承認を決定し、これを申込者に対して通知するものとします。
2. 当団体の会員が退会する場合は、学長又は事務局に対し、退会の申し出をするものとし学長がこれを受領した時点をもって退会するものとします。

#### 第4条 会員資格の取り消し

当団体は、会員が当法人の趣旨に賛同し得なくなった場合、本規約のいずれかの条項の違反があった場合及びその他の理由から学長が不適切と判断した場合は、学長の決定により当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

#### 第5条 会費

1. 総会、定例会及びその他の親睦会の開催に伴う会場費やその他の飲食費等に充当するための実費相当額を除き、入会金、年会費等の会費は発生しないものとします。
2. 当団体の運営上、資金が必要になった場合は、任意で会費を募る場合があります。
3. 前1項の内、定例会の会費について、原則、入会月からその入会月を含む年の12月までの（年度分）を管理する預金口座へ一括で振込むものとし、その金額については次のとおりとします。ただし、入会希望者が初めて参加する定例会（ゲスト参加）において、参加後、その者が入会を希望しない場合は、その定例会の会費は徴収しない（その他の親睦会の会費等を除きます。）ものとします。
  - (1) 入会月から年度会費を金10,000円として、各入会月の翌月開催予定の定例会の前々日を期限として振込むものとします。
4. 当団体が各会員から既受領の例会費については、いかなる場合（第3条第2項又は第4条に該当する場合を含みます。）においても、その全部又は一部を返還する必要はないこととします。
5. 当団体は、1月1日からその年の12月31日までの収支について、当該期間経過後2か月以内に実施される定例会において、会員に対し公表するものとします。

#### 第6条 会員規約の追加・変更

1. 本規約に定めがない事項で必要と判断されるものについては、学長の決定により定めるものとします。
2. 当団体は学長の決定により、本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。
3. 当団体の学長の決定により変更された本規約は、会員に周知された時点で効力を発するものとし、以後会員は当該変更された本規約に拘束されるものとします。
4. 会員への周知は、学長より電子メール又はその他の電磁的な手段により共有する方法を原則とします。

#### 第7条 個人情報の保護

1. 当団体は、運営上知り得た個人情報の取扱いについて、法令を遵守すると共に、その保護に万全を期するものとします。
2. 個人情報の保護に関して必要な事項は、学長が決定するものとします。

#### 第8条 機密情報の保護

1. 会員は、当団体に関連して知り得た情報については、情報を提供した会員の許可なく、会員以外の外部の第三者に漏らしてはならないものとします。
2. 会員に前項の違反があり、情報を提供した会員に損害が発生した場合には、前項に違反した会員が、損害を負った会員に対して直接損害賠償義務を負担するものとし、当団体は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条 免責及び損害賠償

1. 会員は、当団体に関連して取得した資料、情報等について、自らの独自の判断及び責任によりその利用の可否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当団体は一切責任を負わないものとします。万が一、当団体が会員に対して損害賠償責任を負う場合があっても、その原因の如何にかかわらず、当団体は、間接損害・特別損害・逸失利益及び軽過失に基づく損害について、予見可能性の有無にかかわらず、責任を負わないものとします。
2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、前条及び本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

#### 第10条 反社会勢力の排除

1. 会員は、当団体に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
  - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
  - (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会の申込をするものではないこと。
  - (4) 会員資格を有する期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

2. 会員は、会員資格を有する期間内に、次のいずれかに該当した場合には、当団体は、何らかの催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 前項（1）号又は（2）号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - (2) 前項（3）号の確約に反し入会をしたことが判明した場合
  - (3) 前項（4）号の確約に反する行為をした場合
3. 会員が前項の規定により、会員資格を取り消された場合には、当団体はこれによる会員の損害を賠償する責を負わないものとします。

#### 第11条 法令の遵守

当団体の全ての会員は、各種法令の定めに従うと共に、当団体が別途規則を定めた場合はその規定に従うものとします。

#### 第12条 合意管轄

会員と当団体との間の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第13条 慶弔

役員会の承認を得て金 10,000 円を上限として弔慰金及び見舞金、慶事には祝い金を送ることができる。

附則 2021年12月1日施行

2022年1月1日改定

2023年1月1日改定